0501

一般社団法人日本原子力学会

広報情報委員会規程

2024年2月1日　第6回理事会承認

（目的）

第１条　本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第6条および組織規程（0103）第3条により設置された広報情報委員会（以下、「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議および連絡調整をする。

（１）本会と外部との情報伝達、情報提供（ホームページ等）に関する事項

（２）外部への情報知識の伝達に関する事項

（３）本会内活動・事務機能などの情報化への対応に関する事項

（４）その他、広報、情報化に関する事項

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

（１）広報情報担当理事（委員）2名以上

（２）委員

（３）特別委員

２　委員会には委員長1名、副委員長1名、幹事1名をおく。

３　委員は、広報を担当する理事、および理事以外であって、広報情報に知見を有するものとする。

４　特別委員は、担当副会長のほか、理事若干名とする。

第４条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を置くことができる。委員会の下には、小委員会、WG、タスク等を置くことができる。

２　幹事会、小委員会、WG、タスク等のメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

（任期）

第５条　第3条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員会メンバーが理事の場合は、職務としての任期とする。ただし、任期途中に交代した委員会メンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第６条　委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。

２　委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

３　委員長は、議案に関し関係する理事と情報の共有を図る。

（副委員長）

第７条　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

（幹事）

第８条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

２　幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

（委員）

第９条 委員は、会務を処理する。

（特別委員）

第10条　特別委員は、会長が指名する。

２　特別委員は、委員会の議事に参加する。

（委嘱）

第11条　委員は、会長が委嘱する。

２　委員会に設置される幹事会、小委員会、WG、タスク等のメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

（議事）

第12条　委員会の議事は、特別委員を除く委員総数の2分の1以上の出席により成立する。委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　緊急もしくは委員会が定足に達せず不成立の場合は、別に定めるメール審議により議事することができる。

（代理者）

第13条　第3条の委員のうち、理事が委員の場合、この委員の代わりに他の理事を代理出席させることができる。

２　前頁以外の委員の代理出席是非については、委員長の判断とする。

（委員および特別委員以外の者の出席）

第14条　委員会が必要と認めたときは、委員会に委員および特別委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

（議事録）

第15条　委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を得て保存しなければならない。

（理事会への報告）

第16条　委員会の議決事項は、委員長もしくは委員となっている理事が、理事会に報告するものとする。

（改定）

第17条　本規程の改定は、委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

（雑則）

第18条　本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

＜参考：第４条関連組織＞

広報情報委員会の下に、ポジションステートメントＷＧ、異常事象解説チーム（タスク）、ホームページ運営WGを設置する。

附則

１　平成13年6月27日　第434回理事会制定、同日施行

２　改定履歴

　①平成13年7月24日　第435回理事会改定

　②平成14年6月25日　第444回理事会改定

　③平成17年11月25日　第477回理事会改定

　④平成19年7月30日　第489回理事会改定

　⑤平成22年5月28日　第509回理事会改定

　⑥平成25年6月4日　第16回理事会改定

　⑦平成26年5月26日　第2回広報情報委員会起案、平成26年5月28日　第7回理事会承認

　⑧平成28年4月27日　第3回広報情報委員会起案、平成28年5月24日　第8回理事会承認

　⑨平成29年8月9日　第1回広報情報委員会起案、平成29年10月2日　第3回理事会承認

⑩2023年5月22日　広報情報委員会メール審議起案、2023年5月30日　第8回理事会承認

⑪2023年12月20日　第2回広報情報委員会起案、2024年2月1日　第6回理事会承認

附則

１　平成26年5月26日起案の規程は、理事会承認の日から施行する。

２　平成28年4月27日起案の規程は、理事会承認の日から施行する。

３　平成29年8月9日起案の規程は、理事会承認の日から施行する。

４　2023年5月22日起案の規程は、理事会承認の日から施行する。

５　2023年12月20日起案の規程は、理事会承認の日から施行する。